

## ■本書について

### 審査規程第14次改正（平成29年11月22日）までを収録

本書は、自動車整備士の方を対象に、自動車の継続検査に必要な道路運送車両の保安基準及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程を中心にまとめた書籍です。

保安基準の条項に則した審査事務規程の要点をわかりやすく編集しています。従って、原文及び詳細等については弊社発行の法令集「保安基準と審査事務規程と解説」などで確認してください。

#### 《第8章の構成の見直しについて》

- ◎審査事務規程第13次改正により、改造等による変更のない使用過程車に適用される第8章の規定が大幅に削除された。具体的には構造等の要件が極力削除され、劣化や摩耗等の確認に関する規定のみ残された。
- ◎継続検査において、第8章の規定が適用されるのは次の自動車の部分である。
  - ①自動車またはその部品の改造、装置の取付けまたは取外しその他これらに類する行為により、構造、装置または性能に係る変更が行われていない部分
  - ②構造または取付に関する定量要件に影響を及ぼす損傷等が生じていない部分
  - ③用途、車体の形状または使用方法等の変更があった自動車においては、その前後で適用される基準に相違がない部分
- ◎ただし、本書において上記①～③に該当する自動車であるか実際に判断することが困難である等の理由により、改造等により変更のある使用過程車に適用される第7章の基準を併記している。
- ◎また、改造等による変更のない使用過程車については灯火関係全ての基準において「見通しに関する要件」は適用されない。しかし、上記の理由により見通しに関する要件も記載している。

審査規程は、平成 29 年 11 月 22 日施行の第 14 次改正までを収録しています。このため、審査規程第 15 次以降の改正が行われた場合、その改正部分は本書の内容と適合しなくなります。この場合は、弊社ホームページにおいて改正内容の概要を掲載していく予定です。

本書の編集にあたり、台数が少ないなどの理由から、次の自動車は対象から除外してあります。

〔除外自動車〕

- ◎二輪小型自動車及び二輪軽自動車（別冊弊社発行「二輪自動車検査ハンドブック」参照）
- ◎三輪自動車
- ◎カタピラ及びそりを有する軽自動車
- ◎農耕作業用小型特殊自動車
- ◎最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車
- ◎最高速度 20km/h 未満の自動車
- ◎幅 0.8m 以下の自動車

また、製作時期については、おおむね昭和 54 年以降の自動車を対象としています。従って、製作年月日が古い自動車については、ご注意ください。

本文では法令の名称について次のような略称を用いています。

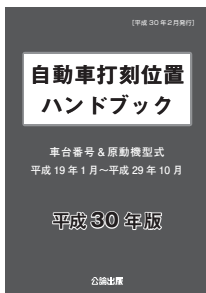
〔法令の略称〕

- ◎保安基準：道路運送車両の保安基準
- ◎審査（事務）規程：独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程
- ◎実施要領：自動車検査業務等実施要領
- ◎細目告示：道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
- ◎適用関係告示：道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示
- ◎車両法：道路運送車両法
- ◎施行規則：道路運送車両法施行規則
- ◎点検基準：自動車点検基準
- ◎登録規則：自動車登録規則
- ◎協定規則：「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（型式認定相互承認協定）」に付属する規則。型式認定相互承認協定は、1958年、自動車の装置ごとに基準の統一化及び相互承認の実施を図ることを目的に、国連欧州経済連合会（ECE）において締結された。日本は平成10年に加入。
- ◎NO<sub>x</sub>・PM特例告示：道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示
- ◎NO<sub>x</sub>・PM法：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
- ◎容器細目告示：容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示

## ■自動車打刻位置ハンドブック 平成30年版

本書は、10年分の乗用自動車（国産及び輸入車）、貨物用自動車（国産のみ）の自動車の車台番号と原動機型式の打刻位置を、イラストにより分かりやすく図解したものです。車台番号・原動機の打刻について、検査証に記載されているものと同一であるかの確認が点検&検査時には必ず必要となります。

[定価2,000円／平成30年2月発行]



## ■車検○×写真集 VOL. 1

保安基準に適合・不適合の判定の難しいグレーゾーンの自動車部品を実車に装着し、その適否のポイントを関係法令と共に分かりやすく解説したものです。

判定が難しい事例については、実車（改造車）を検査場に持ち込んで検査官に判定してもらいました！

[定価2,500円／平成24年1月発行]



## ■車検○×写真集 VOL. 2

待望の第二弾がついに登場！

今回はプリウス30系、ジムニーJB23のよくあるグレーゾーン改造の○×判定事例を解説！ジムニーのバンパ交換っていいの？自作灯火は？など、完全解説！更に、貨物車の側方灯、側方反射器の装着パターン別の○×を写真で解説。

[定価2,500円／平成26年10月発行]

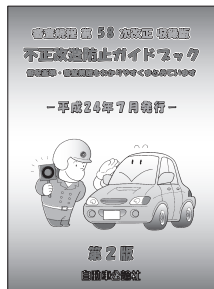


■不正改造防止ガイドブック（第2版）  
審査規程第58次改正収録版

保安基準・審査規程の重要な項目をイラストにより分かりやすく解説しています。

文章だけでは保安基準を理解できない…という方はぜひ本書をご覧になって下さい。対象は乗車定員10人以下の乗用車としています。

[定価2,000円／平成24年7月発行]



■保安基準 図解○×集 -乗用車編（第二版）-

保安基準に適合する（○）事例と適合しない（×）事例を分かりやすく図で解説したものです。その為詳しい説明は省き、文章をなるべく少なくしています。保安基準の知識があまりない方でも、適否が分かるように編集してあります。お客様への説明用にいかがですか？

[定価2,000円／平成28年8月発行]



■保安基準 図解○×集 -貨物車編-

保安基準に適合する（○）事例と適合しない（×）事例を分かりやすく図で解説したものです。その為詳しい説明は省き、文章をなるべく少なくしています。保安基準の知識があまりない方でも、適否が分かるように編集してあります。お客様への説明用にいかがですか？

[定価2,800円／平成25年11月発行]



## ■二輪自動車検査ハンドブック 平成28・29年版

二輪自動車の検査に必要な保安基準・審査規程を収録しています。

関係法令(指定部品等について他)、技術情報の他に、付録として「二輪自動車の保安基準図解〇×集」を収録しています。

[定価2,800円/平成28年6月発行]

※新刊平成30・31年版については平成30年6月発行予定

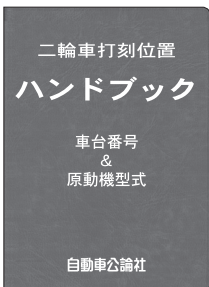


## ■二輪車打刻位置ハンドブック

二輪車の車台番号と原動機型式の打刻位置を収録している日本で唯一の本です。

国産118車種、輸入車24車種の打刻位置をイラスト、写真で解説。また、車名が不明でも、車体形状等から打刻位置が分かります。

[定価1,500円/平成19年12月発行]



## ■排ガス装置の点検マニュアル VOL. 1～4

点検未実施は怖い! 最近の車…EGRは付いている? PCVバルブはドコ? という疑問があります。しかし記録簿に記載されている排ガス装置の位置・有無等を車種別に図解した本書で解決! 現在、Vol. 4まで発刊。

[定価各2,500円/発行日 Vol. 1 平成25年4月、Vol. 2 平成26年10月、Vol. 3 平成27年12月、Vol. 4 平成28年11月]



## ■目次

◆最近の主な審査事務規程の改正	13
◆検査機器による判定基準と指定記録簿の記載例	17

<b>第1章</b>	<b>保安基準（審査事務規程）</b>
------------	---------------------

総則
----

第1条（1-3）用語の定義	30
第1条の2（1-5）燃料の規格	47
第1条の3（4-18）破壊試験	48

大きさ関係
-------

第2条（8-2）長さ、幅及び高さ	51
第3条（8-3）最低地上高	56
第4条（8-4）車両総重量	63
第4条の2（8-5）軸重及び輪荷重	64
第5条（8-6）安定性	66
第6条（8-7）最小回転半径	68
第7条（8-8）接地部及び接地圧	70

原動機・シャシ関係
-----------

第8条（8-9）原動機及び動力伝達装置	71
第8条（8-10）速度抑制装置（スピードリミッタ）	75
第9条（8-11）走行装置	79
第10条（8-12）操縦装置	86
第11条（8-13）かじ取装置	93
第11条の2（8-14）施錠装置	98
第12条（8-15）トラック・バスの制動装置	99
第12条（8-16）乗用車の制動装置	110
第12条（8-18）大型特殊自動車の制動装置	113
第12条（8-19）被牽引自動車の制動装置	114
第13条（8-20）連結車両の制動装置	117
第14条（8-21）緩衝装置	122
第15条（8-22）燃料装置	124

第 17 条 (8 - 24) 高压ガスの燃料装置	127
容器再検査の期間 (容器保安規則 抜粋)	140
第 17 条の 2 (8 - 25) 電気装置	142

### 車体関係

第 18 条 (8 - 26) 車枠及び車体	145
第 18 条 (8 - 27 ~ 31) 車枠及び車体 (衝突時の保護性能)	164
第 18 条 (8 - 32) 車枠及び車体 (車体表示)	166
第 18 条の 2 (8 - 33) 巻込防止装置	168
第 18 条の 2 (8 - 34) 突入防止装置	176
第 18 条の 2 (8 - 35) 前部潜り込み防止装置	202
第 19 条 (8 - 36) 連結装置	208
第 20 条 (8 - 37) 乗車装置	208
第 21 条 (8 - 38) 座席 (運転者席)	210
第 22 条 (8 - 39) 座席	214
第 22 条の 2 (8 - 40) 補助座席定員	224
第 22 条の 3 (8 - 41) 座席ベルト	225
第 22 条の 3 (8 - 42) 座席ベルト非装着時警報装置	233
第 22 条の 4 (8 - 43) 頭部後傾抑止装置 (ヘッドレスト)	234
第 22 条の 5 (8 - 44) 年少者用補助乗車装置	237
第 23 条 (8 - 45) 通路	241
第 24 条 (8 - 46) 立席	244
第 25 条 (8 - 47) 乗降口	245
第 26 条 (8 - 48) 非常口	249
第 27 条 (8 - 49) 物品積載装置	252
第 28 条 (8 - 50) 高压ガス運送装置	266
第 29 条 (8 - 51) 窓ガラス	267
第 29 条 (8 - 52) 窓ガラス (貼付物等)	275

### 騒音・排出ガス関係

第 30 条 (8 - 53) 騒音防止装置	291
第 31 条 (8 - 54・55) 排出ガス発散防止装置 (性能)	316
第 31 条 (8 - 56) 排出ガス発散防止装置 (機能維持)	327



第 31 条 (8 - 57 ~ 59) 排出ガス発散防止装置 (各種装置)	330
第 31 条 (8 - 60) 排出ガス発散防止装置 (排気管)	332
第 31 条の 2 (8 - 61) 窒素酸化物排出自動車等の特例	335

### 灯火関係

灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (別添 13)	350
測定機器 (色彩照度計) による灯光の色の測定方法 (別添 13)	365
第 32 ~ 41 条 灯火等の性能と取付に関する共通基準	373
第 32 条 (8 - 62) 走行用前照灯	375
第 32 条 (8 - 63) すれ違い用前照灯	380
整備工場における平成 10 年 9 月 1 日以降製作車の 前照灯検査の取扱いについて	388
第 32 条 (8 - 64) 配光可変型前照灯	394
第 32 条 (8 - 65) 前照灯照射方向調節装置	399
第 32 条 (8 - 66) 前照灯洗浄器	399
第 33 条 (8 - 67) 前部霧灯	400
第 33 条 (8 - 68) 前部霧灯照射方向調節装置	404
第 33 条の 2 (8 - 69) 側方照射灯	404
第 33 条の 3 (8 - 70) 低速走行時側方照射灯	407
第 34 条 (8 - 71) 車幅灯	408
第 34 条の 2 (8 - 72) 前部上側端灯	415
第 34 条の 3 (8 - 72 の 2) 昼間走行灯	418
第 35 条 (8 - 73) 前部反射器	419
第 35 条の 2 (8 - 74) 側方灯	421
第 35 条の 2 (8 - 75) 側方反射器	429
第 36 条 (8 - 76) 番号灯	435
第 37 条 (8 - 77) 尾灯	436
第 37 条の 2 (8 - 78) 後部霧灯	439
第 37 条の 3 (8 - 79) 駐車灯	442
第 37 条の 4 (8 - 80) 後部上側端灯	445
第 38 条 (8 - 81) 後部反射器	448
第 38 条の 2 (8 - 82) 大型後部反射器	451

第 38 条の 3 ( 8 - 83) 再帰反射材	455
第 39 条 ( 8 - 84) 制動灯	465
第 39 条の 2 ( 8 - 85) 補助制動灯	468
第 40 条 ( 8 - 86) 後退灯	472
第 41 条 ( 8 - 87) 方向指示器	477
第 41 条の 2 ( 8 - 88) 補助方向指示器	488
第 41 条の 3 ( 8 - 89) 非常点滅表示灯	489
第 41 条の 4 ( 8 - 90) 緊急制動表示灯	493
第 41 条の 5 ( 8 - 91) 後面衝突警告表示灯	494
路肩灯	494
灯火の光度測定例	495
第 42 条 ( 8 - 92) その他の灯火等の制限	496

#### 警音器・後写鏡・速度計 他

第 43 条 ( 8 - 93) 警音器	506
第 43 条の 2 ( 8 - 94) 非常信号用具	508
第 43 条の 3 ( 8 - 95) 警告反射板	509
第 43 条の 4 ( 8 - 96) 停止表示器材	510
第 43 条の 5 ( 8 - 97) 盗難発生警報装置	510
第 43 条の 6 ( 8 - 98) 車線逸脱警報装置	512
第 43 条の 7 車両接近通報装置	513
第 44 条 ( 8 - 99) 後写鏡	514
第 44 条 ( 8 - 100) 直前及び側方の視界 (直前直左鏡)	520
第 45 条 ( 8 - 101) 窓ふき器等	528
第 46 条 ( 8 - 102) 速度計等	529
第 47 条 ( 8 - 103) 消火器	533
第 48 条 ( 8 - 104) 内圧容器	535
第 48 条の 2 ( 8 - 105) 運行記録計	536
第 48 条の 3 ( 8 - 106) 速度表示装置	537
第 49 条 ( 8 - 107) 緊急自動車	539
第 49 条の 2 ( 8 - 108) 道路維持作業用自動車	541
第 49 条の 3 ( 8 - 109) 自主防犯活動用自動車	541
第 50 条 ( 8 - 110) 旅客自動車運送事業用自動車	542
第 50 条の 2 ( 8 - 111) ガス運送容器を備える自動車等	553

第 51 条 ( 8 - 112) 火薬類を運送する自動車	556
第 52 条 ( 8 - 113) 危険物を運送する自動車	557
第 53 条 ( 8 - 114) 乗車定員	559
第 53 条 ( 8 - 115) 最大積載量	561
第 54 条 ( 8 - 116) 臨時乗車定員	563
第 55 条 基準の緩和	564

## 第Ⅱ章

### 関 係 法 令

1. 自動車部品を装着した場合の取扱い	567
2. 不適切な補修等 (保安基準に適合しない補修等)	574
3. 自動車検査場における秩序維持等	577
4. 製作年月日	581
5. 自動車検査時の書面の提出または提示	581
6. 特種用途自動車の審査	585
7. 基準適合性審査時におけるその他確認事項	587
8. 自動車検査証等の記載事項	589
9. 自動車検査証備考欄の内容	598
10. 用途区分通達	603
11. 関東 1 都 3 県 PM 排出規制	607
12. 兵庫県 NOx・PM 排出規制	610
13. 大阪府流入車規制	610
14. 排出ガス規制の識別記号	611
15. 保適が交付できる中古新規&予備検査	625
16. 自動車の種別	626
17. 分解整備事業の対象自動車	628
18. 点検基準と検査証有効期間	629
19. シビアコンディションの判定例	632

## 第Ⅲ章

### 技 術 情 報

1. タイヤ関連・適用リム	633
負荷能力	644
2. 横滑り量の例外的取扱い車両一覧	649
3. 自動ブレーキ装着車の注意点と検査標章貼付位置	673

## 最近の主な審査事務規程の改正

### ■ 第13次改正／平成29年11月施行

#### ①排気管開口部の基準追加

排気管の開口部について、車体から突出している場合等の基準が具体化された。

#### ②第8章の構成見直し

改造等による変更のない使用過程車に適用される第8章の規定が大幅に削除された。

#### ③特種用途自動車の審査方法明確化

8ナンバー車両について、用途やベース車両等の区分により適用される規定を明確化した。

#### ④基準適合性審査時の確認事項追加

自動車登録番号標等について、カバーの有無等を確認する規定が追加された。

### ■ 第11次改正／平成29年6月施行

#### ①突入防止装置基準強化

平成31年9月1日以降（詳細は本文参照）に製作された自動車について、断面高さ等の基準が強化された。

#### ②車枠及び車体基準明確化及び緩和

車体の外形について、適合しない具体例がイラストにより明確化された。また、乗車定員9人以下の乗用自動車のタイヤのみ出しについて、10mm未満まで適合すると緩和された。

#### ③近接排気騒音相対値規制導入

平成28年10月1日以降に製作（詳細は本文参照）された自動車の近接排気騒音が検査証の備考欄に記載されている値から5dBを超えてはならないこととなった。

#### ④排気管開口方向の基準削除

「排気管左右開口の禁止」の基準が削除された。

**第8条**

**速度抑制装置（スピードリミッタ）**

▷審査規程8-10、細目告示第166条。

**■装着が必要な自動車**

◎次の自動車（ただし、最高速度が90km/h以下の自動車、緊急自動車及び被牽引自動車を除く）の原動機は、速度抑制装置を備えなければならない。

①貨物用の普通自動車であって、車両総重量が8トン以上または最大積載量が5トン以上のもの。

※大型トラックが該当（編集部）。

②前号の自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車。

**◇不適切な改造**

◎速度抑制装置を備えなければならない自動車について、改造等により最高速度が90km/h以下となった場合であっても、次に掲げるような改造の場合は、前項の「最高速度が90km/h以下の自動車」に該当しないものとする。

①インジェクション・ポンプ・ガバナ部等の調整

②アクセル・ペダルのストッパーボルトの改造、またはレバー比の変更等

③変速レバーの作動を制限する改造、トランスミッションのギアの取り外し等のトランスミッションが高速段に入らない改造

**■装着が免除される自動車**

◎次のいずれかに該当する使用過程車は、速度抑制装置の装着を免除するものとする。

①平成6年排出ガス規制に適合するものとして登録されていない大型トラックであって、平成8年3月31日以前に製作されたもの

## [第8条 速度抑制装置]

②NO<sub>x</sub>・PM法第12条に規定する窒素酸化物排出自動車または粒子状物質排出自動車(窒素酸化物等排出自動車)であって、初度登録日が平成9年12月31日以前の大型トラック。ただし、NO<sub>x</sub>・PM法の特種自動車にあっては、初度登録日が平成9年8月31日以前の自動車。

### ◇装着を免除する基準の緩和

◎次のいずれかに該当する使用過程車は、各地方運輸局に申請することにより、速度抑制装置の装着を免除する基準の緩和を受けることができる。ただし、制限事項に違反があった場合は、基準の緩和の取扱いを取り消すこととする。

①平成15年8月31日までに製作された大型トラックであって、最高速度が100km/h以下であるもの。ただし、高速自動車国道等を運行しないこと。また、高速自動車国道等を運行しない旨を自動車の前面、後面及び運転者席に表示すること。

②離島に使用の本拠の位置を有する大型トラック。ただし、離島の道路以外の道路を運行しないこと。また、離島の道路以外の道路を運行しない旨を自動車の前面、後面及び運転者席に表示すること。

---

### ■性能に関する要件

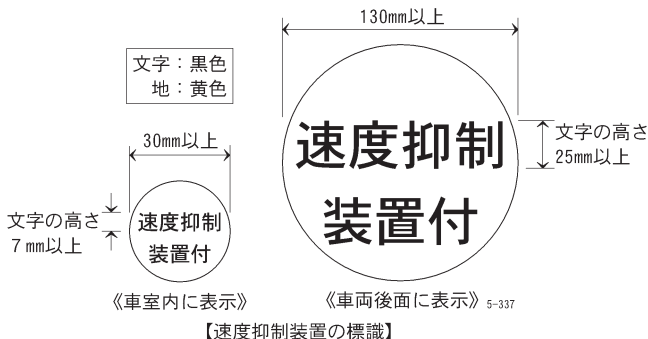
◎速度抑制装置は、自動車が90km/hを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、速度制御性能等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。

#### 平成15年9月1日以降に製作された自動車

◎確認ランプ等が適正に作動すること。ただし、確認ランプ等が装備されていないものにあつては、速度抑制装置の機能を損なう改変を防止する封印その他の措置が自動車に適正に施されていること。

## [第8条 速度抑制装置]

◎次の標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く）に表示されていること。



平成15年8月31日以前に製作された自動車

《確認ランプ等が装備されている自動車》

◎確認ランプ等が適正に作動すること。

◎速度抑制装置の標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く）に表示されていること。

《確認ランプ等が装備されていない自動車（次項の自動車を除く）》

◎公的試験機関が発行した様式6による試験成績書により細目告示別添97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に適合していることが確認できること。

◎試験成績書に記載されている速度抑制装置の機能を損なう改変を防止する措置が自動車に適正に施されていること。

◎速度抑制装置の標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く）に表示されていること。

## [第8条 速度抑制装置]

《確認ランプ等が装備されていない自動車で運転者席側ドアストライカ付近にラベルが貼付されている場合》

◎運転者席側ドアストライカ付近に「道路運送車両の保安基準第8条第4項に規定する速度抑制装置の装着要領書について（平成15年7月7日国自技第68号）」（以下、装着要領書）に基づき速度抑制装置を装着したことを示すラベルが貼付されている自動車にあっては、次の①～④の規定に適合すること。

ただし、自動車検査証または登録識別情報等通知書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載があるものにおいて①～③の規定に適合すること。

- ①自動車の運転者席側ドアストライカ付近に装着要領書に規定する速度抑制装置を装着したことを示すラベルが適正に貼付されているとともにラベルに記載されている車台番号が当該自動車の車台番号と一致していること。
- ②速度抑制装置の機能を損なう改変を防止するために装着要領書に規定する方法でベッド横または助手席足元付近等にあるコントロールユニットのハーネス部の封印その他の措置が適正に施されていること。ただし、機械式速度抑制装置の場合には、自動車の電源投入時にエンジンルーム内にあるアクチュエータのリンケージ部分が動くことが確認できればよい。
- ③速度抑制装置の標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く）に表示されていること。
- ④装着要領書で指定した事業者が装着したことについて、装着証明書により確認できること。

### ★解説：確認ランプ

速度抑制装置が装着されている場合、速度計等の付近に次のような確認ランプが装備されている場合がある。

速度抑制装置が正常に機能している場合、キースイッチをON位置にすると約5～15秒間点灯し消灯する。また、高速走行時など速度抑制装置が機能している場合にも点灯する。一方、速



## [第8条 速度抑制装置]

度抑制装置が正常に機能していない場合は、確認ランプが常時点灯若しくは点滅する。



【速度抑制装置の確認ランプの例】

### ◇確実に機能しない速度抑制装置

◎原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、視認により次に該当すると認められたときは、この基準に適合しないものとする。

- ①速度抑制装置の機能を損なう改変が行われているもの
- ②自動車使用者等により設定速度の変更または解除ができるもの

## 第9条

## 走行装置

▷審査規程8-11、細目告示第167条。

※タイヤまたはホイールの車体突出は、「第18条・車枠及び車体」の項を参照。

◎審査時は全ての車輪のホイールキャップ、またはセンターキャップ、灯火器等に装着されているカバー等は取り外した状態とすること（審査規程4-3）。

◎タイヤの取り外しにより、軸数を減ずるものまたは複輪を単輪にするものは、保安基準に適合しないものとする（審査規程4-4）。

## [横滑り量]

通称名 [排ガス記号-型式]	横滑り量
<b>■ ロールスロイス</b> ゴースト [ABA-664_L, S] パークウォード [GF-AD] シルバーセラフ [GF-AL] ドーン [ABA-665C] レイス [ABA-665C]	IN5.0±5.0mm
<b>ファントム</b> [ABA-1S68(L), ABA-2D68, ABA-3C68] [ABA-68_1L, 1S, 2D] [GH-1S68]	IN3.0±5.0mm

### ★参考：ホンダNSX

平成4年11月に行われた初回のマイナーチェンジ前に製作された型式E-NA1、車台番号1000001～1100000のNSXの横滑り量について、本田技研工業は[OUT 6.0±1.0mm]としている。

## 3

### 自動ブレーキ装着車の注意点と検査標章貼付位置

- ▷平成29年10月現在の自動車メーカー発行のマニュアル。
- ◎先進安全技術の普及により、フロントガラス内側にカメラセンサなどが搭載されている車種が多々ある。その場合、車種ごとに検査標章の貼付位置が定められている場合がある。今回は「フロントガラス」に的を絞り、検査標章の貼付位置及び注意点をまとめた。従って、フロントバンパ内にカメラセンサなどを装着している車両（キャラバンなど）は収録していない。
- ◎平成29年10月現在の自動車メーカーが発行しているマニュアルを元に作成している。従って、今後の小変更などにより内容が変更される場合もある。また、本書は代表車種をまとめている。
- ◎OEM車両については、製造元のメーカーを参照。

《目次》

1. 注意点	674
2. 検査標章貼付位置	
トヨタ	679
日産	684
ホンダ	686
マツダ	687
スバル	687
三菱	691
スズキ	693
ダイハツ	696

1. 注意点

■テスター使用時

◎自動ブレーキ装着車は、スピードメータテスト及びブレーキテスト時に、システムが作動し車両がテストから飛び出すおそれがある。必ずテストを始める前に、システムの作動を禁止させる。

※例：ダイハツ スマートアシストシステムの作動禁止手順

- ①システム OFF SW を長押し(2秒以上)し、作動を禁止する。
- ②メータ内のスマートアシスト OFF ウォーニングランプが点灯している事を確認する。

■自動ブレーキの取扱い

《システム全般》

◎運転者の安全運転を前提としたシステムであり、事故被害や運転負荷の軽減に寄与することを目的としている。システムは認識性能、制御性能に限界がある。システムを過信せず、運転者は常に自らの責任で周囲の状況を把握し、安全運転を心がける必要がある。また、それらをユーザーに伝える必要がある。

■ PCS（プリクラッシュセーフティシステム）装着車②

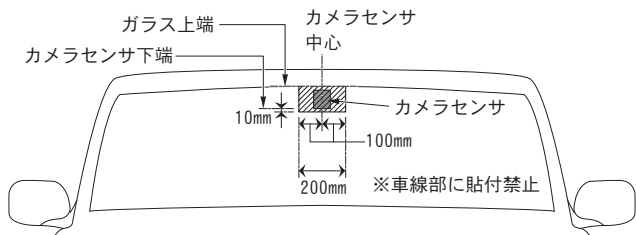
① ハイラックス（N12）

《検査標章貼付位置》

◎ フロントガラス外側のカメラセンサ前部（図の斜線に示す範囲内）にステッカー（透明なものを含む）などを貼り付けない。

① フロントガラス上端からカメラセンサ下端より下約 10mm まで

② カメラセンサ中心から左右約 100mm



【PCS装着車の検査標章貼付位置】

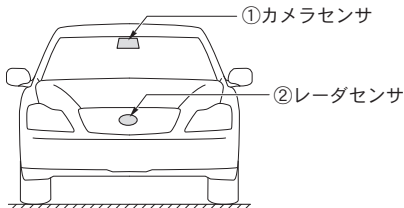
《概要》

◎ フロントグリルとフロントガラスにある 2 種類のセンサにより、プリクラッシュセーフティシステムとレーンディパーチャーアラートに必要な情報を認識する。

① カメラセンサ

② レーダセンサ（ミリ波センサ）

[自動ブレーキ装着車の検査標章]



【PCS装着車の部品配置の例】

---

■Toyota Safety Sense C 装着車

- |                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| ①アクア (P1)             | ②アベンシス (T27)    |
| ③アリオン／プレミオ (T26)      |                 |
| ④エスクァイア／ノア／ヴォクシー (R8) | ⑤エスティマ (R5)     |
| ⑥オーリス (E18)           | ⑦ヴィッツ (P13)     |
| ⑧カロラアクシオ／フィールダー (E16) | ⑨シエンタ (P17)     |
| ⑩ジャパントクシー (P10)       | ⑪スペイド／ポルテ (P14) |

《検査標章貼付位置》

- ◎フロントガラス外側の前方センサ前部(図の斜線に示す範囲内)にステッカー(透明なものを含む)などを貼り付けない
- ①フロントガラス上端から前方センサ下端より下約 100mm まで
  - ②前方センサ中心から左右約 100mm

自動車検査ハンドブック  
平成30年版

■発行日 平成30年4月1日

---

■定 価 2,000円（税込み）  
送料400円

---

■発行所 株式会社 公論出版

お求めは、自動車修理専門書店  
TEBRA へ

<http://tebra.jp/>